

成年後見制度利用支援事業

権利擁護

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障がい者、又は精神障がい者等判断能力が十分でない方の財産の管理、介護等の契約などの法律行為を、本人に代わって後見人等が行う制度です。身寄りがない等の理由で、成年後見等審判の申立てを行うことができない方については、行政による申立て手続き等の支援を行います。また、成年後見制度の広報・普及活動も実施します。

認知症サポーター養成講座

認知症施策

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成する講座です。地域、職場、学校、サークルなどの単位で、認知症サポーター養成講座をお申込みください。御希望の場所・時間に、認知症キャラバン・メイト（講師）を派遣します。

- 申 込 先…（学）都城コア学園 電話 38-4811
- 参 加 費…無料

認知症家族支援プログラム なごみ会

認知症施策

認知症の方を介護されている家族を対象に、家族支援プログラム（認知症に関する講座等）を開催し、認知症について理解を深めながら、日頃の介護に対する悩みやストレスの解消、介護者相互の交流を図ります。

- 対 象 者…認知症の方を介護されている家族、支援に携わる方等
- 実施回数…年8回程度（広報誌等でお知らせします。）
- 参 加 費…無料

都城市認知症初期集中支援チーム

認知症施策

認知症の疑いのある人が適切な医療・介護サービスを受けられるよう、専門職によるチームが訪問し支援します。

- 対 象 者…市内に住所を有し、在宅で生活する40歳以上の人で、次の①～④のいずれかに該当する人
 - ①認知症の診断を受けていない ②継続的な医療・介護サービスを受けていない
 - ③適切な介護サービスに結びついていない ④認知症の症状で対応に困っている
- 相談窓口…いきいき長寿課 または お住まいの地区の地域包括支援センター

都城市認知症高齢者等見守りシール交付事業 (どこシル伝言板)

認知症の方などが行方不明になった際に、発見者がQRコードシールをスマホ等で読み取るだけで、事前に登録された本人に対応する必要な情報をWEB伝言板上で家族と共有でき、早期の帰宅につなげるものです。



●対象者…都城市内に在宅で生活する、①～③のいずれかに該当する人

①65歳以上の者 ②認知症と診断された者 ③その他市長が必要と認める者

●申請者…都城市内に居住する認知症高齢者等を現に介護する介護者等のうち、次の①～④のいずれかに該当する人

- ①認知症高齢者等と同居している親族
- ②認知症高齢者等と別居している親族のうち、都城市内に住所を有する者
- ③認知症高齢者等を支援している介護支援専門員又は地域包括支援センター職員
- ④前①～③に掲げる者に準ずると市長が認めた者

【お問合せ・申し込み先】

都城市役所 地下1階 いきいき長寿課 介護予防担当 (電話) 23-3184

URL:<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/soshiki/68/56597.html>

記事 ID:56597